福祉手当支給、福祉医療費　助成制度などのあらまし

福祉の増進を図るため各種の手当の支給や医療費の助成などの制度があります。その概要は次のとおりです。
受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当の支給や医療費の助成などが受けられません。
※制度の内容・手続きなど詳細は各担当課までお問合せください。

福祉関係医療一覧

（医療費は保険診療分に限ります）

対象	種類	対象となる人	助成の内容と手続き	受給者証期限	申請に必要な物
■ 国保医療課　医療係　☎95-0151					
子ども・母子・父子家庭対象	子ども医療	中学校3年生までの子ども	医療費の自己負担分の全額を助成 ○県内の医療機関被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出 ○県外の医療機関医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書を添えて市へ還付請求 （注）…助成される医療費は自立支援医療（精神通院）で指定した医療機関等でかかるものに限ります。	15歳到達年度末まで	①②
	母子家庭等医療	①母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその父または母 ②18歳未満の子どもがいる、父または母に障がい（身障1～2級程度）がある場合 ③父母のいない18歳未満の児童 ※「18歳未満」とは18歳到達年度末までです。		毎年8月1日～翌年7月31日まで	①②③⑭
後期高齢者医療の被保険者対象	後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する人 ①障がい者、精神障害者医療および母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ②市民税の非課税世帯で3か月以上のねたきりか認知症の人またはひとり暮らしの人 ③精神保健および精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院または結核予防法第29条の規定による命令入所をしている人 ④戦傷病者手帳を所持している人		毎年8月1日～翌年7月31日まで（障害者医療資格者はおおむね3年更新。精神障害者医療資格者は手帳の有効期間）	②⑫⑬⑭（これに加え、個々の場合に応じ③～⑦が必要）
障がい者対象	障害者医療	①身障1～3級、4級の腎臓機能障害および4～6級の進行性筋萎縮症の人 ②療育手帳A·B判定の人 ③自閉症状群と診断された人		おおむね3年で更新	①②④⑤
	精神障害者医療	通院：精神障害者保健福祉手帳1·2級所持者で、健康保険に加入しており、措置入院や他の医療助成を受けていない人		手帳の有効期間	①②⑪
		通院：自立支援医療受給者証（精神通院）を交付されている人（注）		自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期間	①②⑬
		入院：精神障害者保健福祉手帳1·2級所持者で、健康保険に加入しており、措置入院や他の医療助成を受けていない人		手帳の有効期間	①②⑪
		入院：精神保健福祉法第5条該当者で精神病治療のため入院する人	医療費の自己負担分の1/2を助成。 ○申請についてご案内しますので、入院予定または緊急入院となった時点で、必ず国保医療課にご連絡ください。 ※土·日曜日、祝日に緊急入院となった場合、入院日以降の市役所開庁日にご連絡ください。		①②⑥
■ 福祉課　障がい福祉係　☎95-0118					
障がい者対象	自立支援医療（更生医療）	身体障がい者または身体障害者手帳同時申請者で、人工透析、心臓手術、人工関節手術、肝臓移植等、確実な治療効果が見込まれる医療を必要とする人	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○1年ごとに更新が必要です。	医療内容によります	①②③④⑫⑬⑭
	自立支援医療（育成医療）	身体の障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる満18歳未満の児童（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○医療内容により異なりますが、原則として3か月ごとに更新が必要です。	医療内容によります	①②③④⑬⑭
	自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患の治療を必要とする人	医療機関、薬局等を一箇所ずつ指定し、その医療機関等でかかる医療費自己負担分が原則1割になります。精神障害者医療と併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○1年ごとに更新が必要です。	原則判定から1年	①②③⑥⑫⑬⑭

申請に必要なもの

①被保険者証（または組合員証）　②印鑑　③所得証明書（転入者のみ）　④身体障害者手帳または療育手帳
⑤自閉症群と診断された場合は診断書　⑥精神科医師の診断書　⑦戦傷病者手帳　⑧本人名義の通帳
⑨領収書　⑩各種福祉医療証　⑪精神障害者保健福祉手帳　⑫後期高齢者医療被保険者証
⑬その他関係書類　⑭マイナンバーがわかるもの

福祉手当一覧

対象	種類	対象となる人	手当の額	支給月	申請に必要な物
■ 子ども課　児童家庭係　☎95-0120					
子ども・母子・父子家庭等対象	児童手当（国の制度）	中学校卒業まで（15歳到達年度末まで）の児童を監護養育している人。所得制限有。	3歳未満　月額15,000円 3歳以上小学校修了前　月額10,000円 （第3子以降は月額15,000円） 中学生　月額10,000円 特例給付（所得制限超過者）　月額5,000円	6月 9日 10月10日 2月 9日	①②③④⑩
	遺児手当（県・市の制度）	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童（18歳到達年度末まで）を監護養育している人。県のみ所得制限有。	遺児1人につき　※併給可能 （県）[1～3年目]月額4,350円 [4～5年目]月額2,175円 （市）月額2,400円	（県）4月25日・8月25日・12月25日 （市）4月11日・8月10日・12月11日	①②③④⑤⑥
	児童扶養手当（国の制度）	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童（18歳到達年度末まで）を監護養育している人。所得制限有。	児童1人　月額9,980円～42,290円 ※所得により手当額が異なります。 児童2人目　5,000円～9,990円加算 児童3人目以降　1人増すごとに3,000円～5,990円加算	4月11日 8月10日 12月11日	①②③④⑤⑥⑩
■ 福祉課　障がい福祉係　☎95-0118					
障がい者対象	特別児童扶養手当（国の制度）	療育A・B程度、身体1～3級（4級の一部を含む）程度の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている人（施設入所児を除く）。所得制限有。	1級　月額51,450円 2級　月額34,270円	4月11日 8月10日 11月10日	①②③⑤⑥⑦⑩
	障害児福祉手当（国・県の制度）	20歳未満で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する人（施設入所児を除く）。所得制限有。	A種　月額21,480円 B種　月額15,730円 （県手当分を含む）	5月10日 8月10日 11月10日 2月 9日	①②③⑤⑥⑦⑩
	特別障害者手当（国・県の制度）	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を要する人（継続して3か月以上入院の人、施設入所者を除く）。所得制限有。	A種　月額33,660円 B種　月額27,860円 （県手当分を含む）		
	在宅重度障害者手当（県の制度）	身体1・2級の人、療育A判定（IQ35以下）の人、および身体3級かつ療育A判定（IQ50以下）の人（継続して3か月以上入院の人、施設入所者および65歳以上で新たに障がい者となった人を除く）。所得制限有。	1種　月額15,500円 2種　月額 6,750円	4月25日 8月25日 12月25日	①②③⑥⑦
	心身障害者扶助料	市内在住で、障害者手帳を初めて交付された時の年齢が65歳未満であって、身体1～6級、療育A～C判定または精神1～3級の人。所得制限有。	身体1・2級　療育A　精神1級　月額4,000円 身体3級　療育B　精神2級　月額3,000円 身体4級　月額2,500円 身体5・6級　療育C　精神3級　月額2,000円	9月29日 3月30日	①②③⑥⑦⑩
被爆者対象	被爆者見舞金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人（毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている人）	年額10,000円	6月（申請初年度は、支給決定日の属する月の翌月）	①②⑧
特定疾患者対象	特定疾患見舞金	愛知県知事から「特定医療費受給者証（指定難病）」の交付を受けている人（毎年度10月1日において、知立市に引き続き6か月以上居住し、住民基本台帳に記録されている人で、知立市心身障害者扶助料の受給者でない人）	年額10,000円	11月末までに支給決定された人は12月、12月以降支給決定された人は支給決定日の属する月の翌月	①②⑨（受付期間10月1日～3月31日）毎年度申請が必要です。
障がい者対象	外国人福祉手当	昭和57年1月1日の時点で満20歳以上であって外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている重度障がい者（公的年金を受給していないこと）	重度障がい者　月額20,000円	9月29日 3月30日	①②③⑥⑦
高齢者対象	外国人福祉手当	大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日の時点で外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている人（公的年金を受給していないこと）	月額10,000円	9月29日 3月30日	①②③⑥

申請に必要なもの

①印鑑　②預金通帳　③所得証明書（転入者のみ）　④健康保険証の写し　⑤戸籍謄本、世帯全員の住民票
⑥その他の関係書類　⑦身体障害者手帳、療育手帳　⑧被爆者健康手帳　⑨特定医療費受給者証（指定難病）
⑩マイナンバーがわかるもの